

議案第128号

伊賀市行政組織条例等の一部改正について

伊賀市行政組織条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

令和7年11月28日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市行政組織条例等の一部を改正する条例

(伊賀市行政組織条例の一部改正)

第1条 伊賀市行政組織条例（平成16年伊賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「財務部」及び「地域連携部」を削り、「人権生活環境部」を「市民生活部
人権環境部」に、「建設部」を「都市整備部」に改める。

第2条第1項中「(6) 地方分権に関すること。」を

「(6) 地方分権に関すること。

(7) 地方創生に関すること。 に、

(8) 予算その他財政に関すること。」

「(8) 情報システムの整備及び管理運営に関すること。

地域力創造部

(1) 地方創生に関すること。

を

(2) 交通政策に関すること。

(3) 文化振興に関すること。

(4) スポーツ振興に関すること。」

「(8) 情報システムの整備及び管理運営に関すること。

- (9) 財産管理に関すること。

地域力創造部

- (1) 交通政策に関すること。
- (2) 文化振興に関すること。に改め、
- (3) スポーツ振興に関すること。
- (4) 住民自治の振興に関すること。
- (5) 国際化施策及び多文化共生に関すること。」

「財務部

- (1) 予算その他財政に関すること。
- (2) 財産管理に関すること。
- (3) 市税に関すること。を削り、

地域連携部

- (1) 住民自治の振興に関すること。」

「人権生活環境部

- (1) 人権施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。
- (3) 同和施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 市民生活及び市民相談に関すること。
- (5) 地域安全に関すること。
- (6) 国際化施策及び多文化共生に関すること。を
- (7) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。
- (8) 住民異動に伴う諸手続に関すること。
- (9) 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。
- (10) ごみ減量の推進に関すること。
- (11) 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。
- (12) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。」

「市民生活部

- (1) 市民生活及び市民相談に関すること。
- (2) 地域安全に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関すること。

- (4) 住民異動に伴う諸手続に関すること。
- (5) 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関すること。
- (6) 市税に関すること。
- (7) 国民健康保険事業に関すること。
- (8) 国民年金に関すること。
- (9) 福祉医療費に関すること。
- (10) 後期高齢者医療に関すること。

に、

人権環境部

- (1) 人権施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画推進施策に関すること。
- (3) 同和施策の企画及び調整に関すること。
- (4) 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関すること。
- (5) ごみ減量の推進に関すること。
- (6) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。

」

「(10) 国民健康保険事業に関すること。

- (11) 国民年金に関すること。
- (12) 福祉医療費に関すること。 を「(10) 地域医療に関すること。」に、「建設
- (13) 後期高齢者医療に関すること。
- (14) 地域医療に関すること。 」

部」を「都市整備部」に改める。

(伊賀市支所設置条例の一部改正)

第2条 伊賀市支所設置条例（平成16年伊賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域連携部」を「地域力創造部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。